

# 平成24年度建設工事に係る入札制度の見直しについて お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成24年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

## 低入札価格調査制度

### 1 調査基準価格の算定方法の変更

#### (1) 要領第3条第1項第1号による場合

現 行	変 更 後
調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の <u>3分の2</u> から10分の9の範囲内	調査基準価格は、(1)～(4)の合計 ただし、予定価格（税抜）の <u>10分の7</u> から10分の9の範囲内
(1) 直接工事費× <u>95%</u>	(1) 直接工事費× <u>95%</u>
(2) 共通仮設費× <u>90%</u>	(2) 共通仮設費× <u>90%</u>
(3) 現場管理費× <u>70%</u>	(3) 現場管理費× <u>80%</u>
(4) 一般管理費× <u>30%</u>	(4) 一般管理費× <u>30%</u>

なお、**建築工事（岡山県建築工事積算基準※注1による工事）**については、上記表中の直接工事費は、発注者の設計図書における直接工事費から**現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）**を引いた額とし、上記表中の現場管理費は、発注者の設計図書における現場管理費に**現場管理費相当額**を加えた額とします。

#### (2) 要領第3条第1項第2号による場合（上記積算体系によりがたい場合）

現 行	変 更 後
調査基準価格は、予定価格（税抜）の <u>3分の2</u> から10分の9の範囲内で設定	調査基準価格は、予定価格（税抜）の <u>10分の7</u> から10分の9の範囲内で設定

### 2 調査の方針※注2の見直し

#### (1) 調査条件の見直し

現 行	変 更 後
直接工事費の <u>85%</u> 以上	直接工事費の <u>90%</u> 以上
共通仮設費の <u>70%</u> 以上	共通仮設費の <u>85%</u> 以上
現場管理費の <u>60%</u> 以上	現場管理費の <u>75%</u> 以上
一般管理費の <u>20%</u> 以上	一般管理費の <u>25%</u> 以上

なお、**建築工事（岡山県建築工事積算基準による工事※注1）**については、次のとおりとします。

- ・上記表中の直接工事費は、入札価格の内訳書及び発注者の設計図書における直接工事費から**現場管理費相当額（直接工事費の10分の1）**をそれぞれ引いた額とします。
- ・上記表中の現場管理費は、入札価格の内訳書及び発注者の設計図書における現場管理費に**現場管理費相当額**をそれぞれ加えた額とします。

## (2) 新たな調査条件の設定

全ての工事について、**入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は**、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とします。

注1： 「岡山県建築工事積算基準」については、建築営繕課ホームページに掲載しています。

注2： 調査の方針：「岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における入札価格の内訳書等の調査の方針」（別添参照）

### 最低制限価格制度

最低制限価格の設定水準を見直します。

### 一般競争入札参加条件

入札参加条件のうち企業及び配置予定技術者の施工実績の対象期間を過去12年間から**13年間**に延伸します。

### 総合評価方式の評価項目

企業及び配置予定技術者の施工実績並びに近隣地域での施工実績の評価期間を過去12年間から**13年間**に延伸します。

### 企業局発注工事の工事成績について

平成24年4月1日以降に岡山県企業局が発注する工事の工事成績について、平成25年6月1日以降に公告する工事の入札から、一般競争入札（条件付）の参加条件における工事成績平均点及び総合評価方式の評価項目における工事成績平均点の算定対象とします。

## 岡山県 技術管理課 又は建築営繕課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>)から → 画面左上の「組織で探す」をクリック → 「土木部」をクリック → 「技術管理課」又は「建築営繕課」をクリック

### 【問合せ先】

- ・ 入札制度の見直しについて

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7460

- ・ 企業局発注工事の工事成績について

企業局施設課調整班

TEL 086-226-7546

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき調査基準価格を算定した場合)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項第2号及び第3号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨又は調査条件⑩の項目から行うものとし、当該項目のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該項目以外の項目の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書の直接工事費は、発注設計図書における直接工事費の90%以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注設計図書（工事内訳書）に計上されている設計数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていること。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書の共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費の85%以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書の現場管理費は、発注設計図書における現場管理費の75%以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費

調査条件⑩ 入札価格の内訳書の一般管理費は、発注設計図書における一般管理費の25%以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

## 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における 入札価格の内訳書等の調査の方針

(要領第3条第1項第1号の規定に基づき岡山県建築工事積算基準により調査基準価格を算定した場合)

### 基本方針

低入札価格調査実施要領第6条第2項第2号及び第3号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①、調査条件②、調査条件⑦、調査条件⑨又は調査条件⑩の項目から行うものとし、当該項目のいずれかを満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、当該項目以外の項目の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

### 項目1： 入札価格

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

### 項目2： 直接工事費

調査条件② 入札価格の内訳書の直接工事費から入札価格の内訳書の直接工事費に10分の1を乗じた額を減じた額は、発注設計図書（発注設計図書の直接工事費に10分の1を乗じた額を減じた額の90%以上の金額となっていること。

調査条件③ 数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。

調査条件④ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件⑤ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑥ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

### 項目3： 共通仮設費

調査条件⑦ 入札価格の内訳書の共通仮設費（共通仮設費率による計上分と積み上げ計上分の合計。以下同じ。）は、発注設計図書における共通仮設費の85%以上の金額となっていること。

調査条件⑧ 積み上げ計上分については、**項目2：直接工事費 ③～⑥**に同じ。

### 項目4： 現場管理費

調査条件⑨ 入札価格の内訳書の現場管理費に入札価格の内訳書の直接工事費に10分の1を乗じた額を加えた額は、発注設計図書の現場管理費に発注設計図書の直接工事費に10分の1を乗じた額を加えた額の75%以上の金額となっていること。

### 項目5： 一般管理費

調査条件⑩ 入札価格の内訳書の一般管理費は、発注設計図書における一般管理費の25%以上の金額となっていること。

### 【内訳書作成上の注意事項】

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

**岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における  
入札価格の内訳書等の調査の方針**  
(要領第3条第1項第2号の規定により調査基準価格を算定した場合)

**基本方針**

低入札価格調査実施要領第6条第2項第2号及び第3号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。なお、調査に当たり、調査条件①の項目から調査を行うものとし、当該項目の条件を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、その他の項目の調査は行わない。

また、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

**調査項目**

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

調査条件② 数量は、発注設計図書（工事内訳書）に計上されている設計数量と同じであること。（ただし、建築工事の数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。）

調査条件③ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件④ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

**【内訳書作成上の注意事項】**

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。